

第三十一号様式(第十四条関係)

[illegible]

第31号様式記載心得

- 1 土地評価調書は地目及び状況類似地区ごとに作成すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 法第73条の21第3項の通知に係る土地にあつては、その旨(法第349条の3の3の規定により住宅用地とみなされて法第349条の3の2の規定の適用を受ける土地にあつては、その旨)及び当該通知に係る価格を、法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける土地にあつてはその旨をそれぞれ「摘要」の欄に記載すること。
- 4 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。
- 5 各筆の土地についての評価資料で必要なものは、市町村において適宜様式を定め附表として添付すること。